

## 「京都府犯罪被害者等支援条例（仮称）の骨子案」に対する意見募集結果

令和4年12月19日（月）～令和5年1月10日（火）

9個人・団体 31件

| No. | 分類              | 御意見・御提案の要旨  | 考え方   | 備考 |
|-----|-----------------|---|---|----|
| 1   | 第3条<br>基本理念     | 「犯罪被害者等の個人としての尊厳を重んじ、二次被害が生じることのないよう適切な配慮を行い、再び平穏な生活を営むことができるようになるまで途切れることのない支援を関係機関が協働して社会全体で推進」の「個人として」を削除する方が、「尊厳」をより幅広く捉えることができるのではないかと。                      | 個人は生まれながらに平等であり、国家権力でも侵せない固有の権利と価値を持つことを表す法令用語として、様々な法律において「個人の尊厳」が用いられており、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）においても、第3条に「すべての犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んじられ」と規定されているところから、当該部分は、本条例の根幹であることから、法律の目的趣旨に準じて規定することとしております。                                  | 条文 |
| 2   | 第3条<br>基本理念     | 「犯罪被害者等の個人としての尊厳を重んじ、二次被害が生じることのないよう適切な配慮を行い、再び平穏な生活を営むことができるようになるまで途切れることのない支援を関係機関が協働して社会全体で推進」を、「二次被害や再被害が生じることのないよう適切な配慮を行い」とし、再被害の防止を施策だけでなく理念としても位置づける方がよい。 | 「再被害」は、犯罪被害そのものであり、二次被害と同様の適切な配慮ではなく、被害防止のための支援を講じなければならないものであると考えております。<br>このため、基本理念においては、二次被害と並列とせず、再び平穏な生活を営むことができるようになるまで、途切れることのない支援を推進する旨を盛り込むことにより、再被害の防止を含めた支援の推進を図ることとしております。<br>このほか、基本的な施策としても、再被害防止の条文を盛り込むこととしております。 | 条文 |
| 3   | 第3条<br>基本理念     | 「犯罪被害者等の個人としての尊厳を重んじ、二次被害が生じることのないよう適切な配慮を行い、再び平穏な生活を営むことができるようになるまで途切れることのない支援を関係機関が協働して社会全体で推進」を、「再被害及び二次被害が生じることのないよう適切な配慮を行い」とわかりやすく表現してほしい。                  |   |    |
| 4   | 第4条<br>府の責務     | 住居地に関わらず、住民に身近な市町村が犯罪被害者支援をより円滑に実施できる体制が必要であるため、市町村に対する情報の提供、助言、研修の実施その他の必要な援助を行う規定を設ける。  | 府の責務として、市町村が行う犯罪被害者等支援に関する施策の策定及び実施の支援を盛り込むことといたします。  | 条文 |
| 5   | 第9条<br>支援に関する計画 | 計画策定にあたっては、犯罪被害者等が検討委員に加盟し、犯罪被害者等の意見が十分に反映される必要がある。   | 計画の策定において犯罪被害者等の意見を反映することは重要であると考えておりますので、犯罪被害者等の意見を反映させるための必要な措置を講じる旨を盛り込むことといたします。  | 条文 |
| 6   | 第9条<br>支援に関する計画 | ニーズ調査やヒアリングの機会を設け、犯罪被害者等の意見を積極的に聴取し、施策に反映する仕組みとともに、施策の策定過程を広報誌やホームページを通して、公表することが必要である。   | 犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画を策定することとし、その策定にあたっては、犯罪被害者等及び府民の意見を反映させるための必要な措置を講じるとともに、計画策定の経過及び計画に基づく施策の実施状況を公表する旨を盛り込むことといたします。  | 条文 |

|    |        |                                |   |   |    |
|----|--------|--------------------------------|---|---|----|
| 7  | 基本的な施策 | 第11条<br>日常生活の支援                | 障害福祉サービスや高齢福祉サービスに準じて、病院等への付き添い、送迎、子どもの送迎、家事、育児、介護等のきめ細やかな生活支援体制が必要である。                     | 犯罪被害者等が、その置かれている状況に応じて、家事、育児等の日常生活に関する支援を受けることができるよう、府、警察、市町村、民間支援団体等が支援の内容を協議し、既存の福祉サービス等も含め、支援をコーディネートし、必要な支援を届けることができるよう取り組むこととしております。   | 施策 |
| 8  | 基本的な施策 | 第12条<br>心身に受けた影響からの回復          | 性犯罪等について、被害者のカウンセリングのメニュー、費用補助の充実が必要。   | 警察や京都性暴力被害者ワンストップ相談支援センター京都SARA、京都犯罪被害者支援センターにおいて無料のカウンセリング（回数制限あり）を実施しているところであり、また、警察や京都SARAでは、性暴力被害者が医療機関で受診した際の初診料等が公費で負担される制度を実施しております。 | 施策 |
| 9  | 基本的な施策 | 第12条<br>心身に受けた影響からの回復          | 他府県のように、カウンセリングも支援策に含まれることを明記すれば、安心感が与えられるのではないかと。  | 犯罪被害者等がカウンセリングを受けることにより、心理的外傷等から早期に回復できるよう、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービスの提供を盛り込むことといたします。   | 条文 |
| 10 | 基本的な施策 | 第12条<br>心身に受けた影響からの回復          | 犯罪被害により心身に障害を来すことがあり、介護サービスも受けられるようにしていただきたい。   | 犯罪被害者等の心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービス（介護サービスを含む。）が提供されるよう施策を推進することとしております。   | 施策 |
| 11 | 基本的な施策 | 第13条<br>安全の確保<br>第14条<br>居住の安定 | ストーカーや性被害等により避難する必要がある場合は、資力要件を問わず、転居費用補助や府営住宅等の優先入居等ができるようにしてほしい。                          | 犯罪被害者等の安全を確保するため、府営住宅等への入居における特別の配慮、一時的な利用のための住居の提供等の施策を推進しております。<br>なお、転居費用補助の御意見につきましては、今後の施策検討の参考とさせていただきます。                             | 施策 |
| 12 | 基本的な施策 | 第14条<br>居住の安定                  | 「緊急一時入居」を含む府営住宅の優先入居等必要な施策を実施すべき。<br>直ちに転居が必要な場合に緊急一時的な府営住宅を常時確保しておくことが重要であるため、そのための文言とすべき。 | 犯罪被害者等の方に対して、府営住宅へ緊急的に一時入居ができる制度のほか、警察においても一時的な宿泊費用の公費負担を運用しているところであり、条例においても、犯罪被害者等の居住の安定に関する施策を盛り込むことといたします。                              | 条文 |

|    |        |                               |   |   |    |
|----|--------|-------------------------------|---|---|----|
| 13 | 基本的な施策 | 第14条<br>居住の安定                 | 犯罪被害者等は自宅が犯罪の現場になる等により、転居を余儀なくされることもあるため、転居に際しての支援も含めていただきたい。   | 犯罪被害者等の居住の安定を図るため、府営住宅等への入居における特別の配慮、一時的な利用のための住居の提供等の施策を推進しており、条例においても、犯罪被害者等の居住の安定に関する施策を盛り込むことといたします。  | 施策 |
| 14 | 基本的な施策 | 第16条<br>経済的負担の軽減              | 資力要件等をなしとして犯罪被害者等が公的支援を受けられるようにすべき。   | 御意見につきましては、今後の施策検討の参考とさせていただきます。<br>なお、条例に規定する予定である支援調整会議において、府、警察、市町村、民間支援団体等が支援の内容を協議し、それぞれの犯罪被害者等に応じた支援をコーディネートすることにより、必要な支援を届けることができるよう取り組むこととしております。                             | 施策 |
| 15 | 基本的な施策 | 第16条<br>経済的負担の軽減              | 国の犯罪被害給付制度があるが、支給には様々な要件があり迅速な対応が困難であるため、見舞金や生活資金等の貸付金制度を導入し、市町村が実施した場合に補助する仕組みを設ける。  | 御意見につきましては、今後の施策検討の参考とさせていただきます。  | 施策 |
| 16 | 基本的な施策 | 第17条<br>保護、刑事手続等の過程における配慮及び支援 | 重大事件や性犯罪等に限定し、複数の弁護士に相談できるよう弁護士相談2～3回までの費用援助が受けられるようにするとともに、警察と民間支援団体及び被害者支援弁護士との連携強化が必要。   | 犯罪被害者の負担を軽減するため、犯罪被害者等支援に精通している弁護士への相談の機会を提供できるよう取り組むこととしております。<br>また、支援調整会議において、府、警察、市町村、京都弁護士会を含む民間支援団体等が支援の内容を協議し、それぞれの犯罪被害者等に応じた支援をコーディネートすることにより、必要な支援を届けることができるよう取り組むこととしております。 | 施策 |
| 17 | 基本的な施策 | 第18条<br>損害賠償請求に関する情報の提供等      | 被害者等が損害賠償請求で損害賠償金の支払い命令の判決を得ても、実際には賠償金を回収できずに経済的に困窮する事例が少なくない実情を踏まえれば、損害賠償金の権利を国が被害者等から買い取り、加害者に請求する制度の導入が望まれる。ただ、制度化実現までには時間がかかることが予想され、それまでの間に自治体レベルで賠償金（その一部でも）を立替払いする仕組みを生み出さないと、被害者等の救済・支援につながらない。<br>その点を見越し、将来的に府条例にそうした実質的な経済的支援策を盛り込めるよう、『損害賠償請求に関する情報の提供等、「必要な施策を実施する」』との文言を用意しておくべきと考える。 | 犯罪被害者等の損害賠償の請求を適切かつ円滑に行うことができるよう、損害賠償の請求に関する情報の提供及び助言を盛り込むことといたします。   | 条文 |

|    |        |   |   |   |    |
|----|--------|---|---|---|----|
| 18 | 基本的な施策 | 第19条<br>大規模な事案における支援<br><br>第3条<br>基本理念               | 「犯罪等により人の生命及び身体に甚大な被害を及ぼす重大な事案が発生した場合」としているが、「重大な事案」とはどのような事態を指すのか、その判断基準や判断する者の定義が曖昧であり、さらに、被害者等にとってはどんな被害であっても「重大」なことが多く、外部から「重大か、そうでないか」と判定することによって、被害者等に「二次被害」を与えることになりかねない。<br>そもそもどのような被害者等に対しても「市町村、警察、民間支援団体その他関係機関と協働して支援態勢を整え、緊急的に必要な支援を実施」するのは被害者支援の基本であり「重大な事案」に限らない。<br>以上により、この項目は「基本理念」に掲げるべき事柄であり、「施策」として明記すべきでないと考えます。 | 骨子案における「重大な事案」につきましては、死傷者が多数に上る、又は多くの人に影響を及ぼすような事案で、被害者等に支援を届けるためには、市町村をはじめ、警察、民間支援団体等の関係機関による緊急の態勢を整える必要があると認められる事案を想定したものでありますが、御意見のとおり、重大事案の定義についてわかりやすい表記で規定することといたします。 | 条文 |
| 19 | 基本的な施策 | 第19条<br>大規模な事案における支援                                  | 「甚大な被害を及ぼす重大な事案」を「死傷者多数または広域にまたがる甚大な被害」とわかりやすく表現してほしい。  | 御意見のとおり、わかりやすい表現で規定することといたします。  | 条文 |
| 20 | 基本的な施策 | 第20条<br>府内に住所を有しない者等への支援                              | 同じ職場や学校に複数の被害者がいる場合に同様の支援を受けることができるよう、府内に通勤、通学する人も府民に準じる形で支援対象に含むこととすべき。  | 府内で発生した犯罪等により府内に住所又は居所を有しない者が被害を受けた場合における支援について盛り込むことといたします。  | 条文 |
| 21 | 基本的な施策 | 第21条<br>インターネットを通じて二次被害を受けた者への支援<br><br>第6条<br>事業者の責務 | 被害者に対するインターネット上の誹謗中傷について、SNSは簡単に自分の意見を投稿できる一方、軽はずみな個人的な意見、思い込み、デマ、悪意のある言動は、人権侵害、侮辱行為になります。交通事故を含む刑事事件の報道については、事実を確認して冷静に対応し、特に犯罪被害者や被害者遺族の思いを押し量ることが大切です。「もし自分が被害者、被害者遺族になったら」と想像力を働かせ、支え、見守ってほしいです。  | 犯罪被害者等が受ける二次被害のうち、インターネット上の誹謗中傷の事案についての支援を盛り込むことといたします。<br>さらに、報道機関を含む事業者の活動に伴って二次被害を生じさせることのないよう事業者の責務を盛り込むことといたします。   | 施策 |
| 22 | 基本的な施策 | 第22条<br>民間支援団体等に対する支援<br><br>第23条<br>府民等の理解の増進        | 支援団体を支援に特化した府の職員とし、ボランティアではなく、有給化としてはどうか。被害者が自ら助けを求めるより先に支援機関からの働きかけができる体制があると、心が弱りきって動けずにいる被害者を少しでも早く助けることができるのではないかと。   | 御意見のとおり、被害者等が1日でも早く、平穏な生活を送ることができるよう被害者に寄り添い支える体制の充実に向け、民間支援団体の支援を盛り込むこととしております。<br>支援を担う方の有給化の御意見につきましては、今後の施策検討の参考とさせていただきます。   | 施策 |
| 23 | 基本的な施策 | 第23条<br>府民等の理解の増進<br><br>第10条<br>相談及び情報提供等            | 支援を希望していても支援が受けられることを知らない被害者や自らでかけることができない被害者等も少なくないことから、支援を希望している被害者にアプローチできる体制が必要であり、相談窓口において、訪問支援ができる体制を整えていただきたい。   | 様々な状況にある犯罪被害者等が相談しやすいことが大切であると考えておりますので、犯罪被害者等が被害に係る相談その他の求めをしやすい環境の醸成について盛り込むこととしております。<br>また、訪問支援については、今後の施策検討の参考とさせていただきます。  | 条文 |

|    |        |   |  |  |    |
|----|--------|---|--|--|----|
| 24 | 基本的な施策 | 第23条<br>府民等の理解の増進   | 犯罪被害者等のおかれている状況について、全世代に向けて広報啓発を継続いただきたい。誰もがいつ、どこで犯罪の被害者あるいは加害者になるかもしれないことについて広報啓発を進め、誰もが犯罪の被害者にも加害者にもならないように取組を進めていただきたい。               | 犯罪被害者等が社会全体で推進されるよう、関係機関と連携協働して、広報及び啓発、教育の充実等に取り組むこととしております。   | 施策 |
| 25 | 基本的な施策 | 第23条<br>府民等の理解の増進   | 被害に遭わない、加害者にさせない教育が必要。(小中高等学校で知識を持たせる、立場を理解しようとする、気持ちを育てる、家庭での被害に気づかせる(こんなものだと思わせない)、犯罪だと知る、逃げるができることと知る)                                | 市町村、学校等、民間支援団体その他の関係者と連携協働して、被害を防ぎ、加害者にもしないための教育の充実等に取り組むこととしております。  | 施策 |
| 26 | 推進体制等  | 第24条<br>支援調整会議  | いずれの市町村に居住しているかにかかわらず、途切れなく行政サービス(支援・施策・事業)が受けられるよう、市町村間の情報共有、連携強化の体制を築くとともに、府・府警察がコーディネーターとして、犯罪被害者等に常に寄り添い、市町村の行政サービスへのつなぎ役を担っていただきたい。 | 関係市町村その他の関係行政機関及び関係民間支援団体により構成される犯罪被害者等支援のための調整会議により、犯罪被害者等が必要な支援を受けることができるようにするために必要な情報の交換、犯罪被害者等支援の内容に関する協議を行うこととしております。これにより、関係機関との連携強化と犯罪被害者等のそれぞれの状況に応じた支援のコーディネートを図ることとしております。 | 施策 |
| 27 | 推進体制等  | 第19条<br>大規模な事案における支援<br>第23条<br>府民等の理解の増進<br>第24条<br>支援調整会議 | 犯罪等が発生した地域(の住民)への支援(地域支援)への行政支援と体制づくりについて、府民の意識向上と支援体制構築が必要。   | 犯罪等により地域住民等への支援等が必要となるような事案が発生した場合には、市町村をはじめ、複数の関係機関が協議を行い、必要な支援を実施するものと考えられます。この点に関し、市町村その他の関係行政機関、関係民間支援団体により構成される犯罪被害者等支援のための調整会議により、必要な情報の交換及び支援の内容に関する協議を行うこととしております。           | 施策 |
| 28 | 推進体制等  | 第25条<br>人材育成及び確保  | 犯罪被害者等支援に特化した専門職の配置が必要。  | 専門職配置の御意見につきましては、今後の施策検討の参考とさせていただきます。   | 施策 |
| 29 | 推進体制等  | 第26条<br>財政上の措置  | 犯罪被害者等のニーズが高い経済的支援(転居費、医療費、訴訟費等の支援)を実施するための府の予算確保をお願いしたい。  | 施策検討の参考とさせていただくとともに、必要な予算の確保に努めてまいります。   | 施策 |
| 30 | 推進体制等  | —   | 警察は、各市町村と一層関係を密にし、行政が相談しやすい関係づくりを推進していただきたい。   | 警察では、関係機関・団体により設立された京都府犯罪被害者支援連絡協議会や警察署単位で設立されている協議会を通じて、市町村との情報交換をはじめ、各種支援に向けた連携を図っております。今後も市町村が相談しやすい関係づくりに努めてまいります。   | 施策 |
| 31 | —      | —   | 犯罪の種類、手法が日一日と新しくなっていく現代において、その時々情勢に合わせて条例も一部改正等を躊躇なく行い、法や条例の狭間に被害者等が陥らないようお願いしたい。  | 条例に基づき、犯罪被害者等支援推進計画を策定するとともに、当計画は必要に応じて見直し、変更を行う予定としております。こうした取組により、社会情勢の変化に適切に対応した犯罪被害者等支援を推進することができるよう努めてまいります。  | 施策 |